

■殺虫剤：農業用

ネライストキシン系

エビセクト[®]水和剤

登録番号：22551

毒性：劇物

消防法：一

有効年限：5年

成分 チオシクラム……50.0%

物理的・化学的性状 類白色水和性粉末63 μ m以下

包装：500g×20

◆特長

- ネライストキシン系殺虫剤で速効性、浸透移行性があります。
- 他剤抵抗性害虫にも有効で、特にチョウ目害虫に安定した効果を示します。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオシクラムを含む農薬の総使用回数
稲	イネシガラセンチュウ	1,000～2,000倍	浸種前	1回	24時間種もみ浸漬	4回以内 (種もみ浸漬は1回以内、粒剤は3回以内)
かき	カキノヘタムシガ	1,000倍	収穫30日前まで	4回以内		4回以内
	チャノキイロアザミウマ					
キャベツ	アオムシ	1,000～1,500倍	収穫7日前まで	3回以内		3回以内
はくさい	コナガ		収穫14日前まで			
だいこん	アブラムシ類	1,000倍	収穫21日前まで	2回以内	散布	2回以内
たかな	アオムシ		収穫7日前まで			
チンゲンサイ	コナガ		マメハモグリバエ			
しゅんぎく	マメハモグリバエ	2,000倍	収穫14日前まで			
茶	チャノホソガ	1,000倍	摘採14日前まで	1回		1回
	チャノキイロアザミウマ					
	チャノミドリヒメヨコバイ					
シクラメン	ミカンキイロアザミウマ		発生初期	5回以内		5回以内

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1)使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2)蚕には強い毒性があるので、近くに桑園がある場合には風向きなどに十分注意し、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (3)汚染した桑葉は絶対に給桑しないこと。
- (4)ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ①ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
 - ②受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用を避けること。

- ③関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (5) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- (6) 石灰硫黄合剤、ボルドー液との混用はさけること。
- (7) イネシンガレセンチュウに対する種粉浸漬の場合は下記の事項に注意すること。
- ① 催芽粉の処理では薬害を生ずるおそれがあるので、必ず乾燥粉（浸種前の粉）に処理すること。
 - ② 浸漬処理した種粉は水洗せず、少なくとも数時間放置して風乾後浸種すること。
 - ③ 浸種は停滞水中で行うこと。浴比は1：2とし、水の交換は原則として行わないこと。但し、水温が高い場合など酸素不足になるおそれがある場合には静かに換水すること。
 - ④ 残液を河川、湖沼、ため池などに捨てないこと。
 - ⑤ 薬剤処理した種粉は食糧、飼料などに使用しないこと。
- (8) 柿の果実の着色直前以降には薬害を生ずるおそれがあるので、散布しないこと。
- (9) はくさいの幼苗期には薬害を生ずるおそれがあるので、散布しないこと。
- (10) たばこ、なすには薬害を生ずるので、かからないように注意して散布すること。
- (11) シクラメンに使用する場合は、あらかじめシクラメンに散布してみて薬害がないことを確かめた上で使用すること。なお、花及び蕾には薬害を生ずるおそれがあるので、この時期には使用しないこと。
- (12) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。

◆安全使用上の注意

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので、散布液調製時及び散布の際は保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。使用後は洗眼すること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 散布の際は防護マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用すること。作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをすること。

◆魚毒性

- (1) 水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) ドジョウには特に影響を及ぼすので十分注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。